

令和2年4月24日（金）

令和2年第4回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：皆さん、こんにちは。今回は新型コロナ発生の影響で、推進委員の方々に対しては説明担当委員だけ出席して頂いた総会でありますので、皆さんのご了承をお願いしたいと思います。それと、今年度新しく4人の職員が異動してきましたので、自己紹介をお願いしたいと思います。

今年度新しく移動してきました4人の職員の自己紹介あいさつが終わりましたので、よろしく願いいたします。

議 長：ただ今から、令和2年第4回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、1番：砂川栄徳委員、2番：久保弘美委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は16件でございます。
受付番号1番から16番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から16番は、別紙参考資料1ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、伊良部高校から白鳥方面に向かい、土地改良区に位置し、譲受人はコーヒー豆栽培で機械等も発注してからコーヒーカフェを行うということです。

議 長：次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、鏡原自動車から宮原向け3 Kmの北増原に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、福山地区の西側、大福牧場の南西に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家であります。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古空港から南側800mに位置し、譲受人は40年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号5番から7番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号5番と6番の説明をいたします。場所は、仲原地区と長北地区の土地改良区に位置し、譲受人は農業経営規模拡大でサトウキビ栽培農家です。
受付番号7番の説明をいたします。場所は、譲受人の兼島さんの住宅の隣に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮原小学校西側300㎡に位置し、譲受人はマンゴー栽培であります。

議長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、久松中学校の西側に位置し、譲受人は40年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号10番と11番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

瑞慶覧推進委員：

受付番号10番と11番の説明をいたします。場所は保良集落～吉野集落向けに位置し、譲受人は30年以上の農業経営規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、吉田集落センター南側100㎡に位置し、譲受人は農業経営規模拡大でのサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、来間大橋入口から左折して南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号14の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、上野消防出張所から南側600mに位置し、譲受人は35年以上の葉たばこ栽培農家です。

議長：次に受付番号15番と16番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から空港向けの山中方面に位置し、譲受人は3年前から小作栽培していて、今回は所有権移転して野菜栽培をすることです。

受付番号16番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培を行うとの事です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から16番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、4件でございます。受付番号17番から20番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号17番から20番は、別紙参考資料17ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、福山地区の西側、大福牧場の南西に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家であります。

議 長：次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、長中公民館から南東500mに位置し、譲受人は機械等も所有して15年以上の農業経営でサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員をお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は、大浦湾・西原公民館・西辺中学校近辺に位置し、譲受人は、紅いも栽培とサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号20番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号20番の説明をいたします。場所は、長中集落センターから長北集落向け300㍍に位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培農家です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号17番から20番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は5件でございます。受付番号21番から25番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号21番から25番は、別紙参考資料21ページから25ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）受付番号 2 1 番から 2 5 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第 2 議案第 1 号は原案とおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第 3 議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、3 件でございます。受付番号 1 番から 3 番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 2 区推進委員をお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は、新城集落と保良集落間に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 1 区推進委員をお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。申請地は利用権貸借の再設定で譲受人は家族経営で20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局よりお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号3番の説明に関しては、参考資料等を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、15番委員

仲里委員：

受付番号3番の沖縄県農業振興公社の理事長名は正しいですか。

砂川事務局：はい、申請書に記載されている理事長名で記載しています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。（受付番号6番については取下げとします）

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から下地方面の嘉手苅地区に位置し、譲受人は、家族経営で機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、福山集落の南側200㍍に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、長南集落から北西500㍍に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員をお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、大野越集落から狩俣集落向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、松ヶ原ゴルフ場の西側に位置し、譲受人は40年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員にお願いいたします。

仲地推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は東洋自動車整備工場から北側に位置し、譲受人は夫婦経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：再開します。

議 長：次に、日程第5議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥濱委員：

現地調査報告をいたします。日時が令和2年4月9日(木)に調査委員として、13番：田名委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、川満次長、池村さん、仲間さん合計7名で午前10時から午後3時30分まで現地調査、午後3時40分から午後4時まで事務局にて4条申請5件、5条申請9件合計14件の調査内容調整会議を行った結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、池間島の入口に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他原野等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、前福多目的広場の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他原野等に連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、狩俣集落から島尻集落向けに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、3番委員

野崎委員：受付番号1番と3番の追認案件理由をお願いします。

川満事務局：

受付番号1番と3番の追認案件理由に付いての説明を行い、委員から了解してもらいました。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、2件でございます。受付番号1番と2番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番と2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番と2番の現地調査結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号1番と2番は関連しますので、併せて説明いたします。場所は、東小学校の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、学校・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番と2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第7議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、9件でございます。受付番号1番から9番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から9番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番と2番の現地調査結果ならびに説明を12番委員をお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号1番と2番は関連しますので併せて説明いたします。場所は、JA伊良部支店の南西に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、宅地・障害の多い道路に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番と2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は宮古空港の東側、日本レンタカーの横に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号4番の現地調査結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、平良中学校正門前に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、JA 上野支店の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地連たん、宅地等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、8番委員

川満委員：駐車場についてですが、売買ですか。

川満事務局：賃貸借契約です。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、みるく嶺ファームポンドの横に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他、原野・障害の多い道路に囲まれた農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号7番の現地調査結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、長浜集落の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、宅地・障害の多い道路に囲まれた農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、砂川集落のみやじまストアーから東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、16番委員

砂川委員：この土地の所有者の同意は必要と思いますが。

川満事務局：申請者に確認したところ、所有者等の了解は取っているとのこと。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、久松公民館の南西に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公民館等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

4月7日に平良地区のパトロールを行い、受付番号1番の説明をいたします。場所は、南西建設から北側に位置し、長年農地として利用しておらず雑木等に覆われ、岩盤も多いことから非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、狩俣集落内に位置し、岩盤も多く耕作出来ない状況ですので非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、松原集落内に位置し、長年農地として利用しておらず、雑木等に覆われた状態であり、非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、新城地区の南西に位置し、岩盤地帯で、周囲も原野状態なので非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、東平安名崎入口の右側に位置し、原野状態で岩盤地帯であるため非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、福嶺小学校の南側に位置し、高台で雑木等に覆われた状態であるため非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、長浜港から伊良部製糖工場向けに位置し、長年農地としての利用がなく原野状態のため非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

はい、10番委員

砂川委員：2件ほど非農地証明願についての要望等があります。

*非農地証明について、違法転用が多く見受けられますので、事務局・委員・推進委員の皆さんも対処して何とか解決策をしてほしい要望

*非農地証明について、提出された書類等を事務局サイドできちんと確認してから委員・推進委員にも伝えてほしいと思います。

議 長：ほかに発言等はありませんでしょうか。

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、令和2年第4回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和2年4月24日（金）

会 長 芳 山 辰 巳
1 番 委 員 砂 川 栄 徳
2 番 委 員 久 保 弘 美